

答申第1号



鎌倉公審査第1号
平成7年2月1日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会
会 長 若 杉 明

公文書公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成6年7月5日付けで諮問された建築基準法に基づく措置通知書及び施工停止命令書の一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

措置通知書及び施工停止命令書を一部非公開としたことは妥当である。しかし、施工停止命令書の理由欄のうち、建築確認年月日及び建築確認番号を除き公開が妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、昭和60年6月1日から昭和63年6月1日までに発動した建築基準法（以下「法」という。）第9条第2項に基づく措置通知書（以下「2項通知書」という。）及び同条第10項に基づく施工停止命令書（以下「10項命令書」という。）を、鎌倉市長が平成6年5月11日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める。というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、建築行政の当否を知る目的で請求したにもかかわらず、2項通知書及び10項命令書（以下「本件文書」という。）に記載されている被命令者の住所、氏名等が非公開となっているため、当否の判断ができない。被命令者の住所、氏名等の公開は、プライバシーの問題があるのであれば、本件請求の趣旨を被命令者に伝え、承認の得られた者に限り公開すべきである。というものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の職員の説明要旨を総合すると、本件文書の一部を鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）により非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 違反建築物の是正のための措置について

ア 違反建築物に対する行政処分の措置については、法第9条に規定されている。建築行政上、法に違反する事実が発生した場合、通常は、行政指導が行われる。その行政指導は、口頭による指示・勧告、指示書・勧告書の交付が一般的であり、強制的な命令発動以前に任意の違反是正が行われることを期待するものである。

イ 法第9条第1項の命令を発動する場合は、同条第2項により、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、通知書を交付しなければならないとされ、同条第3項から第6項による意見の聴取という手続きを経た後に行われるものである。

ウ 法第9条第1項命令は、ア～イの手続きを経て行われるため、違反の発見から命令が発せられるまでかなりの日数を要し、悪質な事業者は、1項命令が発せられる前に、建築物を完成させ既成事実を作ってしまう。

そこで、違反であることが明白であり、かつ、後では是正が困難になるものについては、同条第2項から第6項までに定める手続によることができない場合に限り、同条第10項により緊急に工事の停止を命じるものである。

(2) 本件文書は、2項通知書が11件、10項命令書が39件である。

(3) 2項通知書について

ア 条例第6条第1項第1号本文該当性について

2項通知書は、被命令者の住所、氏名、建築物の所在地、建築確認年月日、建築確認番号、命じようとする措置及び理由を記載したものである。これらの情報のうち、住所、氏名、建築物の所在地、建築確認年月日及び建築確認番号は、特定の個人が識別され、又は識別され

得る情報であるので、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

同号ただし書は、従来から公開されているもの及び公益的な理由のあるもののうち、特定なものについては例外的に公開できる旨規定したものであるが、本件非公開部分の個人情報 は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 条例第6条第1項第2号本文該当性について

2項通知書の中には、法人宛の情報がある。当該法人情報を公開することにより、当該法人の活動利益を害するおそれがあるため、本文に該当する。

エ 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

同号ただし書は、公益上の理由から法人等に明らかに不利益を与えてもなお公開すべき理由のある特定の情報については、例外的に公開できる旨規定したものであり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 10項命令書について

ア 条例第6条第1項第1号本文該当性について

10項命令書は、被命令者の住所、氏名、建築物の所在地、理由及び命令の内容が記載されている。これらの情報のうち、住所、氏名、建築物の所在地及び理由のうち建築確認年月日及び建築確認番号は、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

同号ただし書は、従来から公開されているもの及び公益的な理由のあるもののうち、特定なものについては例外的に公開できる旨、規定したものである。

法第9条第13項で「10項命令をした場合は、標識の設置その他建設省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。」と規定され、その公示内容は、建築物の所在地、命令を受けた者の氏名、施工停止を命ずる旨である。したがって、建築物の所在地及び被命令者の氏名は、条例第6条第1項第1号ただし書イに該当するため公開し、住所及び命令の理由については、公告した範囲外のため非公開とした。

なお、10項命令書に基づき是正し、適法となったものについては解除の通知を行っているので、被命令者の住所、氏名、建築物の所在地及び理由は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、条例第6条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 条例第6条第1項第2号本文該当性について

10項命令書の中には、法人宛の情報がある。当該法人情報を公開することにより、当該法人の活動利益を害するおそれがあるため、本文に該当する。

エ 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

同号ただし書は、公益上の理由から法人等に明らかに不利益を与えてもなお公開すべき理由のある特定の情報については、例外的に公開できる旨規定したものである。

法第9条第13項で「10項命令をした場合は、標識の設置その他建設省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。」と規定され、その公示内容は、建築物の所在地、命令を受けた者の氏名である。したがって、建築物の所在地及び被命令者の氏名は、条例第6条第1項第2号ただし書イに該当する。

なお、10項命令書に基づき是正をし、適法となった者については、解除通知を行っているので、被命令者の住所、氏名、建築物の所在地及び理由は、公開することにより、当該法人

の活動利益を害するおそれがあるので、ただし書のいずれにも該当しない。

(5) 第三者情報の意見聴取について

条例第8条第5項に「決定に係る公文書に実施機関以外のものについての情報が記録されているときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる」旨規定されているが、本件文書は条例第6条第1項各号のいずれかに該当しており、非公開とすることが客観的に明らか情報であり、意見の聴取は必要ない。

4 審査会の判断理由について

(1) 建築確認について

法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めており、建築物の建築が、これらの基準に適合してなされることを担保するために、同法で建築主が建築物を建築する場合には、工事の着手前に、当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法令に適合するものであることについて、建築主事の確認を受けるものとしている。

(2) 本件文書について

2項通知書は、無確認建築物に対する措置命令が7件、建築確認を受けたにもかかわらず、その内容と著しく相違するために行った措置命令が4件で計11件であることが認められる。

10項命令書は、是正計画等により違反行為が適法になったもの21件、命令に従っていないもの18件で計39件であることが認められる。

(3) 2項通知書について

ア 条例第6条第1項第1号本文該当性について

(7) 条例第6条第1項第1号は、「個人についての情報（事業を営む個人の当該事業についての情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができる、と規定されている。これは、個人についての情報を原則的に非公開とすることによって、個人の基本的人権を確実に保障しようとするものであると解される。

(4) 2項通知書には、被命令者の住所、氏名、建築物の所在地、建築確認年月日及び建築確認番号の情報が記載されている部分がある。これらの情報は個人情報であると認められるので、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

(7) 条例第6条第1項第1号ただし書は、個人に関する情報であっても例外的に公開できる情報を規定している。これは、個人についての情報を保護しつつも、従来から公開されていたもの及び公益上の観点から公開すべき積極的理由があると認められる情報については公開できるものと解する。

(4) 2項通知書は、あらかじめ、その命令をしようとする相手方に対して、命じようとする措置及びその事由を記載したものであり、命令をすることについて相手方に弁明の機会を与え、あわせて違反についての警告の性格を持った通知書であり、同号ただし書アの何人でも法令の規定により閲覧することができるとされている情報及びイの公表を目的として作成し、又は取得した情報に該当しないものと判断する。

(7) 2項通知書は、ただし書ウに規定する法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であると認められるが、当該通知書

は、現に是正措置の段階であって当該通知書により是正される可能性があることから、いまだ公開する公益上の必要性があると認められる情報とはいえない。よって、ただし書ウに該当しないものと判断する。

ウ 条例第6条第1項第2号本文該当性について

(7) 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（以下「法人等」という。）についての情報又は……公開することにより……明らかに不利益を与えると認められるもの。」と規定している。法人等には、社会の構成員として自由な事業活動が認められており、生産技術、営業活動、信用、経理等の面において、他に知られたくない情報がある。このため、これらの情報を公開することにより、当該法人等に「明らかに不利益を与えると認められる」情報については、公開しないことができるものと解する。

(4) 2項通知書には、法人等の住所、名称、役員の名及び建築物の所在地が記載されている。したがって、これらの情報を公開することにより、当該法人等の活動利益を明らかに害するおそれがあり、本文に該当する。

エ 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

(7) 条例第6条第1項第2号ただし書は、人の生命、身体、健康、消費者の保護等のため、公益上の理由から法人等に明らかに不利益を与えてもなお公開すべき理由のある特定の情報については、例外的に公開できる旨規定したものであると解する。

(4) 2項通知書は、イの(イ)の前段で述べたとおり、命令をしようとする措置及びその内容が記載されており、また、(ウ)の後段でも述べたとおり、当該通知書により是正措置の段階であって、当該通知書により是正の可能性がある事などから、同号ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

(4) 10項命令書について

ア 条例第6条第1項第1号本文該当性について

(7) 条例第6条第1項第1号は、(3)のア(ア)で述べたとおりである。

(4) 10項命令書には、被命令者の住所、氏名、建築物の所在地、建築確認年月日及び建築確認番号の個人情報が記載されている部分がある。これらの情報は個人情報であると認められるので、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

(7) 条例第6条第1項第1号ただし書は、(3)のイ(イ)で述べたとおりである。

(4) 10項命令書については、閲覧することができる旨の規定もなく、また、公表することを目的として作成し、又は取得したものでもない。よって、ただし書ア及びイに該当しないものと判断する。

(ウ) 条例第6条第1項第1号ただし書ウは、「法令の規定により行われた許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と規定している。これは、市民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を守るなど公益上の観点から、公開すべき積極的理由があると認められる情報については公開できるものであると解する。

(エ) 法は、建築主が建築物を建築する場合において、工事の着手前に法令に適合するものであることについて、建築主事の確認を受けなければならないと規定し、法令に違反した建築物である場合は、法第9条で、特定行政庁に違反建築物に関する是正命令の権限を付与

し、是正命令をしたときはその旨を公示しなければならないと規定している。さらに、建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について（昭和46年1月29日建設省住宅局長通達）によって、「標識の設置等の規定は、違反建築物であることを広く知らせ、国民が不測の損害を被ることがないようにするため設けられたものであることに鑑み、違反建築物の規模、態様等によっては数箇の標識を設置するなど効果的な方法により周知を図られたい。」として、標識の設置を義務付けている。

これは、公益性を重視し、違反建築物を是正させることにより、法の目的である公共の福祉の増進に資するものであると解される。

- (オ) また、条例上においても、現に違法状態が継続しているものについては、自治体が保有している当該情報を公開することにより、市民の生命、身体等への危害を事前に防止して住民を保護し、公共の安全を守るなど、公益上の観点から公開すべき積極的理由があると認められる。したがって、ただし書ウに該当するものと判断して、個人情報ではあるが公開することが許されるものと判断する。
- (カ) しかし、10項命令書に基づき、是正計画等により是正され、その目的が達せられたものについては、解除通知を行うこととされており、この通知により公示の目的は解消され、何ら違法状況は存在しないこととなるため、公益上の理由により公開することは、個人情報保護の観点から許されない。よって、実施機関の判断は妥当である。
- (キ) なお、2項通知書の、理由欄は個人情報の建築確認年月日及び建築確認番号を除き公開されている。

したがって、本件についても理由欄のうち個人情報に係る建築確認年月日及び建築確認番号を除き公開すべきものと判断する。

ウ 条例第6条第1項第2号本文該当性について

- (ア) 条例第6条第1項第2号は、(3)のウ(ア)で述べたとおりである。
- (イ) 10項命令書には、法人等の住所、名称、役員の名氏及び建築物の所在地が記載されている。したがって、これらの情報を公開することにより、当該法人等の活動利益を明らかに害するおそれがあり、本文に該当する。

エ 条例第6条第1項第2号ただし書該当性について

- (ア) 条例第6条第1項第2号ただし書は、(3)のエ(ア)で述べたとおりである。
- (イ) 法の規定による公示等については、(4)のイ(エ)において述べたものと同様であり、ここに妥当する。
- (ウ) また、条例上における判断については、(4)のイ(オ)において述べたものと同様であり、したがって、ただし書ア、イに該当し、法人等に不利益を与える情報であっても公開することが必要と認められる情報と判断する。
- (エ) しかし、10項命令書に基づき、是正計画等により是正され、その目的が達せられたものについては、解除通知を行うこととされており、この通知により公示の目的は解消され、何ら違法状況は存在しないことから、公開することが必要とは認められない。よって、ただし書ア、イのいずれにも該当しないものと判断する。
- (オ) なお、2項通知書の理由欄は建築確認年月日及び建築確認番号を除き公開されている。

したがって、本件についても理由欄のうち建築確認年月日及び建築確認番号を除き公開すべきものと判断する。

(5) 第三者情報の意見聴取について

条例第8条第5項は、「……決定をする場合において、当該決定に係る公文書に実施機関以外のものについての情報が記録されているときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。」と規定している。

これは、実施機関が公開請求された公文書の諾否の決定をする際に、第三者に関する情報について慎重かつ適切に取扱い、必要に応じて調査・告知の手続きを要するものと解する。

しかし、調査の実施は、諾否の判断を慎重に行うための手段で、判断が容易にできるものであればその必要がないものであり、本件請求については、条例第6条第1項各号のいずれかに該当することは、先に述べたとおりである。したがって、第三者の意見聴取については、その必要はないものと判断する。

5 審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
6. 7. 5	諮問（諮問第1号）
7. 6	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
7.22	一部公開拒否理由説明書の受理
7.25	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しの送付及び意見書の提出要請
8. 4	一部公開拒否理由説明書に対する意見書の受理
8. 5	実施機関に意見書の写しを送付
8.19	審議（第2回審査会）
9.22	異議申立人から意見聴取、実施機関の職員から一部公開拒否理由説明の聴取 審議（第3回審査会）
10.11	審議（第4回審査会）
11.22	審議（第5回審査会）
12.20	審議（第6回審査会）
7. 1.24	審議（第7回審査会）
2. 1	答申